

# 役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

社会福祉法人榎山福社会

# 役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人榎山福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。
- (4) 費用とは、運営業務のための出張に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)等の経費をいう。

## (報酬の支給)

第3条 この法人は役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- (1) 常勤の理事については、報酬を支給する。
- (2) 理事、監事、評議員については、理事会及び評議員会等、必要の都度、一定額を支給することができる。
- (3) 役員等には、賞与を支給しない。
- (4) 役員等の退職にあたっては、退職手当を支給しない。

## (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬は、次の各号による報酬等に応じて定めた額とする。

- (1) 常勤の理事の報酬については、別表1に定める額

## (理事会及び評議員会等への出席報酬等)

第5条 理事が、その職務のため、理事会に出席したときは、別表2による報酬を支払う。

- 2 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表2による報酬を支払う。
- 3 前各項業務の報酬は、旅費交通費を含むものとする。

## (役員及び評議員の業務報酬等)

第6条 理事長が、法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表1による報酬を支払う。

- 2 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払う。
- 3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払う。
- 4 前各項業務の報酬は、旅費交通費を含むものとする。

(監事の報酬等)

第7条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表2による報酬を支払う。

- 2 監事が、法人及び施設・事業所への指導監査への立会い及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払う。

(費用)

第8条 役員及び評議員が、法人及び施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、法人の出張旅費規程に定めるところによりその費用を支給することができる。

- 2 役員及び評議員が、職務の遂行に当たって旅費交通費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。
- 3 旅費等は、終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、終了後精算することができる。

(報酬等の支払方法)

第9条 常勤の理事に対する報酬の支払日は、毎月25日とする。ただし、その日が土、日曜日又は祝日に当たるときは、その直前の金融機関営業日とする。

役員及び評議員の報酬は、会議への出席または業務に従事した当日に、その金額を通貨で、直接役員及び評議員に支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から所得税等控除すべき金額がある場合には、その支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(重複支給の防止)

第10条 役員及び評議員が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬は支給しない。

- 2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規定により運営業務に従事したときは、理事会及び評議員会に係る報酬は支給しない。
- 3 法人及び施設・事業所の職員を兼務する役員は、原則この規程を適用しない。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、評議員の決議を経て行うものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年6月2日から施行する。  
この規定は、令和3年6月4日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	金 額
理事長	月額 800,000円までの範囲内

別表2（役員及び監事、評議員報酬（交通費を含む））

名 称	会議出席報酬	業務報酬	監事監査
理事	日額 5,263円	日額 5,263円	
評議員	日額 5,263円	日額 5,263円	
監事	日額 5,263円	日額 5,263円	日額 5,263円